

船舶事故調査報告書

令和5年6月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年11月10日 06時38分ごろ
発生場所	青森県階上町大蛇漁港北方沖 大蛇港外北防波堤灯台から真方位282°250m付近 (概位 北緯40°28.4′ 東経141°38.9′)
事故の概要	漁船大蛇丸は、南西進中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年11月16日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 大蛇丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	AM3-35172（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：うねり 波向北東 波高約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員2人が乗り組み、たこ籠を揚収する目的で‘水深約1.5mのたこ籠設置場所’（以下「本件設置場所」という。）に向けて南西進中、水深の減少により波高が高くなった船尾方からのうねりに乗って左舷船首方に傾斜しながら加速し、前方のうねりの山に左舷船首部が突っ込み、船体が大傾斜して左舷船首側に転覆し、船長及び甲板員2人が落水した。</p> <p>船長及び甲板員2人は、落水後、自力で海岸まで泳ぎ着き、本事故を目撃した地元住民が118番通報を行い、本船は、後日、陸上からショベルカーで回収された。</p> <p>船長は、ふだん、水深約8mの漁場でたこ籠漁を行っていたが、自身が営んでいる放流場のあわび及びうににたこによる食害が発生していたので、たこを駆除する目的で、本件設置場所に初めてたこ籠を設置していた。</p> <p>船長は、本事故当時、沖合の海上模様が、ふだん操業を行っている水深約8mの漁場でたこ籠漁と同様に操業に支障のないレベルであったので、本件設置場所の海象状況を確認しておらず、安全に操業できると思っていた。</p> <p>船長及び甲板員2人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合に</p>

	<p>は、水深と海底勾配に關係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
分析	<p>本船は、本件設置場所に向けて南西進中、船長が、沖合の海上模様だけを見て、本件設置場所で安全に操業できると思い込んで航行を続けたことから、水深の減少により波高が高くなった船尾方からのうねりに乗り、左舷船首方に傾斜しながら加速した状態で、前方のうねりの山に左舷船首部から突っ込み、大傾斜し、左舷船首側に転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が本件設置場所に向けて南西進中、船長が、沖合の海上模様だけを見て、本件設置場所で安全に操業できると思い込んで航行を続けたため、水深の減少により波高が高くなった船尾方からのうねりに乗り、左舷船首方に傾斜しながら加速した状態で、前方のうねりの山に左舷船首部から突っ込み、大傾斜し、左舷船首側に転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、浅所に設置した漁具設置場所に接近する場合は、高波が発生する可能性があるため、浅所に近づく前に海象状況を確認すること。</li> <li>・ 船長は、船尾方からうねりを受ける場合、波乗り状態とならないように注意すること。</li> </ul>